◇日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一三五号）

（国土交通省）

一　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正関係

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）を国の行政機関とみなす規定の特例として、機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第七条第一項の規定により同項に規定する業務を行う場合を追加することとした。（第七条関係）

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正関係

機構が助成勘定から新特例業務勘定に各事業年度の半期ごとに繰り入れるべき金額の算定項目として当該半期における旅客鉄道株式会社からの長期借入金の額を追加することとした。（附則第四条第一項第二号関係）

三　全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正関係

機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額の算定項目である機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入から、令和三年度以降において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第一七条第三項の規定により建設勘定に繰り入れることとなる繰入金をもってその債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てることとなる借入れに係る収入であって、新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に要する費用の一部に充てるものを除くこととした。（第七条第二項第一号関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

鉄道局鉄道事業課及び施設課の所掌事務の特例について、所要の改正を行うこととした。（附則第二三条及び第二四条関係）

五　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三六号）（農林水産省）

1　国の補助の対象となる漁場特定事業について改正後の有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律における補助割合に関する規定を踏まえた規定とすることとした。（第一条関係）

2　その他の規定について所要の整備を行うこととした。

3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（政令第一三七号）（総務省）

1　過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項（これらの規定を法第四三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四一条第一項から第三項までに規定する政令で定める収入は、公営競技の売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とし、政令で定める金額は、四〇億円とすることとした。（第一条関係）

2　財政力指数等の算定方法

㈠　財政力指数を算定する場合には、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た各年度の数値は、小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とするものとし、当該数値の三箇年度の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値は、小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とするものとした。（第二条第一項関係）

㈡　人口減少率を算定する場合には、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とするものとし、高齢者比率及び若年者比率を算定する場合には、小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た数値とするものとした。（第二条第二項関係）

3　市町村の廃置分合等があった場合における財政力指数等の算定方法

㈠　平成三〇年四月一日以降に市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、財政力指数の算定基準となる基準財政収入額及び基準財政需要額は、合算し、又は地方交付税法第九条第二号の例によりあん分して計算するものとした。（第三条第一項関係）

㈡　昭和三五年一〇月二日以降に市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、昭和三五年の人口、昭和五〇年の人口、平成二年の人口又は平成二七年の人口（法第四三条第一項の規定により法第二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては昭和五五年の人口、平成七年の人口又は令和二年の人口、法第四三条第二項の規定により法第二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては法第四三条第二項に規定する国勢調査が行われた年又は当該年から起算して二五年若しくは四〇年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）の算定方法は、次によるものとした。（第三条第二項関係）

⑴　廃置分合又は境界変更によって区域を増した市町村については、当該増加区域の国勢調査の結果による人口を求め、それを廃置分合又は境界変更前の市町村の人口にそれぞれ合算するものとした。

⑵　廃置分合又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該減少区域の国勢調査の結果による人口を求め、それを廃置分合又は境界変更前の市町村の人口からそれぞれ控除するものとした。

4　市町村の廃置分合等があった場合における特定期間合併関係市町村の人口の算定方法

昭和三五年一〇月二日以降に特定期間合併関係市町村（法第三条第一項に規定する「特定期間合併関係市町村」をいう。以下同じ。）の廃置分合又は境界変更があったときは、昭和三五年の人口、昭和五〇年の人口、平成二年の人口又は平成二七年の人口（法第四三条第一項の規定により法第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては昭和五五年の人口、平成七年の人口又は令和二年の人口、法第四三条第二項の規定により法第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては法第四三条第二項に規定する国勢調査が行われた年又は当該年から起算して二五年若しくは四〇年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）の算定方法は、次によるものとした。（第四条関係）

㈠　廃置分合又は境界変更によって区域を増した特定期間合併関係市町村については、当該増加区域の国勢調査の結果による人口を求め、それを廃置分合又は境界変更前の市町村の人口にそれぞれ合算するものとした。

㈡　廃置分合又は境界変更によって区域を減じた特定期間合併関係市町村については、当該減少区域の国勢調査の結果による人口を求め、それを廃置分合又は境界変更前の市町村の人口からそれぞれ控除するものとした。

5　過疎地域とみなされる区域を含む市町村の特例

法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定期間合併関係市町村の区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合又は法第四四条第四項の規定により同項に規定する過疎地域であった区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合には、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条等の規定中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第八条第一項中「過疎地域持続的発展市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展市町村計画」と、法第二二条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」とするものとした。（第五条関係）

6　国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等

㈠　法第一二条第二項に規定する政令で定める交付金は、児童福祉法第五六条の四の三第二項に規定する交付金とすることとした。（第六条第一項関係）

㈡　法第一二条第二項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとした。（第六条第二項関係）